国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和４年１２月２日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名　：　有限会社　小松電器
　　業者の住所　：　千葉県船橋市本町１丁目１３番１０号

２．指名停止措置期間　：　令和４年１２月２日から令和５年３月１日まで（３ヵ月）

３．指名停止措置の範囲　：　中部地方整備局管内

４．事　実　概　要
　（有）小松電器の元代表取締役は、独立行政法人「国立病院機構」運営の下志津病院発注タイル改修工事などの随意契約に関し、令和４年５月１１日、贈賄容疑で逮捕された。また、国立研究開発法人「国立国際医療研究センター」発注の物品購入契約に関し、令和４年６月３日、贈賄容疑で再逮捕された。

５．指名停止措置理由
　（有）小松電器の元代表取締役が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第２第４号イ（下記参照）に該当する。
　よって、本件の指名停止期間は、３ヵ月とする。

＜指名停止措置要領別表第２＞

措　置　要　件	期　間
（贈賄） ４　次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等 ロ　一般役員等	３ヵ月以上９ヵ月以内 １ヵ月以上３ヵ月以内

配布先　　中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先　　総務部　契約課長　　早川　保弘
　　契約課長補佐　田川　慎二　　電話番号（０５２）９５３－８１３８